

災害発生時(災害発生予想時)・緊急事態時の対応について

臨時休業する場合

- 「大規模地震警戒宣言」「注意情報発表」または「大規模地震発生」
(登校前) **緊急メール配信：あり**(電波状況や混雑により受信困難の可能性あり)

※「警戒宣言」は地震予報班の連絡を受け、内閣総理大臣が発令するもの。

※テレビ・ラジオ・広報車・消防車・パトカー・ヘリコプター・警鐘・サイレン等で確認のこと。

- 午前7時の段階で「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」発表・継続中の時(登校前) **緊急メール配信：あり**

※テレビ・ラジオ・インターネット等により確認のこと。

<警報の種類> 暴風警報・大雪警報・暴風雪警報に限る。

<発令地域> 神奈川県全域または神奈川県東部または横浜・川崎

保護者判断による自宅待機等(登校前)

- 「その他」の警報(「大雨警報」「洪水警報」等)発表の時(登校前)

緊急メール配信：なし

- 事件・事故が近くで発生している時(登校前)

緊急メール配信：あり

※テレビ・ラジオ・インターネット等により確認し、保護者判断で行動すること。

<発令地域> 神奈川県全域または神奈川県東部または横浜・川崎

【家庭でいずれかを選択する】欠席または遅刻を選択する場合必ず学校に連絡が必要です

- ・保護者が付き添って登校する。
- ・安全が確認されるまで自宅で待機させてから保護者が付き添って登校する。
- ・欠席する

☆危険を避けるために自宅待機等の処置をとられた場合は「遅刻」「欠席」扱いになりません。

保護者引き渡し

- 登校後「警戒宣言発表」または「大規模地震」が発生した時、または「緊急事態発生」や悪天候等により「保護者引き取り」が最善であると学校長が判断した時 **緊急メール配信：あり**

※保護者、または保護者が指定する代理人(引き取りカードに記入して学校に提出している人)に、各学級担任より引き渡す。

※保護者、代理人以外には引き渡さない。引き渡すまでは学校留め置きとし、学校で保護する

※学校より「メール配信」または「緊急電話(メール配信を受けない家庭用)」で連絡する